○「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改	正	案			現	行
8の2 財務諸表等規則ガイドラペ (3から6までを除く。)及び8 規定する金融商品に関する注記を表等規則ガイドライン8の6の2 半期貸借対照表に」と、「貸借対と、8の6の2-1-3中「貸の」と読み替えるものとする。	3 の 6 の 2 - こついて準用 2 - 1 - 2 中 対照表の」と	4の取扱いは、規 する。この場合には 「貸借対照表に」 あるのは「四半期貨	削第8条の2に おいて、財務諸 とあるのは「 <u>四</u> 貸借対照表の」	3 (3から6ま に関する注記に イン8の6の2 の」と読み替え	でを除く。) の頃 ついて準用する。 -1-3中「貸	イン8の6の2-1-2 <u>及び8の6の2-1-</u> 対扱いは、規則第8条の2に規定する金融商品 この場合において、財務諸表等規則ガイドラ 借対照表の」とあるのは「四半期貸借対照表